

予 算 要 求 資 料

令和3年度9月補正予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 **新**民間建築物木造・木質化促進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 販路拡大係 電話番号：058-272-1111 (内 3015)

E-mail：c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額 5,000千円 (現計予算額：0千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	5,000	0	0	0	0	0	5,000	0	0
決 定 額	5,000	0	0	0	0	0	5,000	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・今後、人口減少により木材需要の多くを占める住宅の着工数の減少が懸念されており、県産材需要拡大のためには非住宅建築物への取組みが必要であることから、県では公共建築物を中心に木造・木質化の取組みを進めてきた。
- ・今年度、公共建築物における木材の利用に関する法律の一部改正が10月1日に施行され、改正法では、対象となる建築物を公共建築物から民間建築物含む建物一般に拡大し、地方公共団体は木造・木質化に意欲のある民間事業者と協定を締結した場合、その事業者の取組みを支援するための必要な措置を取らなければならない(建築物木材利用促進協定制)とされている。
- ・このことから、法改正に伴い民間建築物の木造化の意識が高まるこの機会を捉え、民間事業者に対し協定制の説明や木造・木質化の優位性等を説明し意識を高め、協定締結事業者を拡大し、民間建築物の木造・木質化を促進する必要がある。

(2) 事業内容

施主となる民間事業者向けに、協定制度など木材利用促進法の改正内容の解説や、今年度作成する「低コストマニュアル」を活用し木造・木質化する上での技術的な不安を払しょくする情報を取りまとめる。さらに、民間事業者の木造化意識を高められるよう「低コストマニュアル」では取り扱わない、店舗内やオフィスなどでの木質空間の効果や、炭素吸収源、SDGsなどのキーワードも踏まえた木造・木質化する意義の説明を加えた資料を作成し、協定締結しようとする事業者を拡大していくための説明会を開催する。

○民間木造建築物促進PR資料の作成及び説明会開催：5,000千円

業界・施設により木材活用方法が異なるが、より積極的に活用してもらえよう「飲食店・店舗」、「医療施設」、「オフィス等」、「宿泊施設」、「工場・倉庫」のPR資料を5種作成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10（森林整備支援等基金）

県では非住宅建築物の木造・木質化を進めているなかで、令和3年10月1日施行の木材利用促進法改正により、県が木材利用に取り組もうとする事業者と協定を締結し、協定締結した事業者の取組みを支援するための必要な措置を取らなければならないとされているため、県自ら実施する。

(4) 類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	67	消耗品費
役務費	138	送料@580円（1kg以下）×26件＝15,080円 @520円（レターパック）×235件＝122,200円
委託費	4,795	PR資料製作・動画制作・説明会開催委託＝4,795,000円
合計	5,000	

決定額の考え方

参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

県産材の販路拡大は岐阜県森林づくり基本計画（H29～R3）に位置づけられている。

また、次期森林づくり基本計画（R4～R8）に「非住宅施設の木造化及び内装木質化施設数」を目標値に設定する予定である。

(2) 後年度の財政負担

県産材利用促進研修事業を拡充し、普及啓発を進める。

(3) 事業主体及びその妥当性

県：協定制度については県が直接関与し推進していかなければならない。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

■ 新規要求事業

□ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

民間建築物の施主向けの、木質空間の優位性やSDGs、炭素吸収源など木造・木質化の目的・意義を解説するとともに、木材利用に関する技術的不安を払しょくする事例などを掲載した資料を作成し、県と木造・木質化に取り組む民間事業者との協定締結の拡大及び民間木造建築物の拡大を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
「ぎふ性能表示材」製品出荷量（千m ³ ）	8.2 (H29)	8.4 (H30)	9.2 (R1)	8.6 (R2)	50 (R3)	17%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・ 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

- ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	県では、県産材需要拡大のため非住宅建築物の木造木質化に取り組んできた。今年度木材利用促進法が改正され、対象となる建築物が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大され、県は木材利用に取り組もうとする民間事業者と協定を締結し必要な措置を講じなければならないとされている。このことから、県で民間非住宅建築物の木材利用に取り組む協定締結事業者の拡大及び木造建築物の建設を促進する必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	今年度作成中の低コストマニュアルの技術資料・収集した事例を活用し作成することで、効率化が図られる。

(今後の課題)

毎年、新たに建築される民間建築物の施主に対し木造・木質化にかかる不安を払しょくできるよう情報提供し、木造化・木質化に取り組み、協定締結に向けた意識を高めていく必要がある。

(次年度の方向性)

商工会連合会といった民間建築物の施主となる事業者団体へ協定締結について働きかけるとともに、工務店や木材事業者へも制度周知を図っていく。